

「これって大丈夫？」 「こんなときどうする？」 製作と販売のために クイズで学ぶ法律知識



オリジナル
by 尾崎翔梧
(KOBOSYU)

勝手に
使っているの？

○×クイズで
分かりやすく学ぼう! ???

例 Q ほかの人がかいた絵を
マネして同じ絵をかいてもよい?

●×カードを用意してね!



申込〆切：10月5日(木)まで

会場 オンライン (会議アプリ ZOOM を使用します
必ず事前にインストールをお願いします)

対象者 どなたでも 障害者施設関係者から福祉商品に
興味のある方まで広く募集します!

参加費 埼玉県セルプセンター協議会会員 / 2,000 円
会員外の方 / 3,000 円

※1事業所単位での参加費になりますので、複数名の場合でも上記の金額でご参加いただけます。

お申込み方法 Google アンケートフォームに必要事項をご記入ください
<https://forms.gle/FkY579XJKJkTXpK46>



多くの福祉施設で、さまざまなアイデアや工夫を凝らした素敵な日用品、
縫製品、木工品などの製作が活発におこなわれています。

ただ、そうした製品を安心して販売するために
知っておきたい基本的な法律知識があります。

本研修の講師は、法律の専門家であり、障害のある方の
芸術活動の支援にもたずさわっている弁護士の岩本憲武さんです。

福祉施設の職員が、商品の製作・販売のために知っておきたい著作権や
契約などの基本的な法律知識をクイズ形式で分かりやすく解説していただきます。

せっかく素敵な製品を作ったのに、トラブルに見舞われてしまったら残念です。
「転ばぬ先の杖」として、この機会に、みんなで楽しく学び合いましょう。

お振込み先

埼玉りそな銀行 浦和中央支店普通 口座番号 1609188
一般社団法人埼玉県セルプセンター協議会 会長竹村絵里
※必ずフォームにご記入いただいたお名前 or 施設名でご入金ください



講師プロフィール

弁護士 岩本 憲武

弁護士法人モッキンバード法律事務所
(さいたま市浦和区) 所属。個人や法人の
民事事件の代理人や、刑事事件・少年
事件の弁護士としての活動を中心として
いる。また、埼玉県障害者芸術文化活動
支援センター「アートセンター集」の協力
委員として、障害のある方の芸術活動を
支援し、障害者アートと著作
権に関する研修の講師を多く
担当している。



主催 一般社団法人
埼玉県セルプセンター協議会

協力 埼玉県障害者芸術文化活動支援センター
アートセンター集
(運営：社会福祉法人みぬま福祉会)

お問合せ 一般社団法人 埼玉県セルプセンター協議会 (事務局 森下)
〒362-0015 埼玉県上尾市緑丘1-3-19
TEL 048(729)8426 FAX 048(729)8427

ご質問・ご相談

お申込みの際に、講師へのご質問・
お悩み相談をフォームから受け付け
ています。

<相談例>

- キャラクター入りの布地を購入して
袋にしているの？
- 利用者さんが描いたヘルプマークを
売っているの？

などなど…

具体的なお悩みも募集しています！
この機会に弁護士の先生に相談して
みましょう